

京都外国語短期大学長期履修規程

平成 23 年 11 月 24 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語短期大学学則第 19 条の 2 第 2 項の規定に基づき、短期大学キャリア英語科（以下「キャリア英語科」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

(資 格)

第 2 条 長期履修を願い出ることのできる者は、本短期大学を志願する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者
- (2) 家事従事、育児、介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) その他やむを得ない事情のため、標準修業年限で修了することが困難であるとキャリア英語科が認めた者

(長期履修期間及び在学期間)

第 3 条 キャリア英語科における長期履修期間は、2 年 6 カ月、3 年、3 年 6 カ月、4 年とする。
2 学則第 6 条第 2 項の規定により、長期履修を認められた者の在学年数は、長期履修を認められた期間に 2 年を加えた期間とする。

(長期履修の願い出)

第 4 条 長期履修を希望する者は、入学試験出願期間中に次の書類を学長に提出し、願い出るものとする。

- (1) 短期大学キャリア英語科長期履修願
- (2) 在職証明書又は就業・家事従事・育児・介護等が確認できる本人の申告書
- (3) その他本短期大学が必要と認める書類

(履修期間短縮の願い出)

第 5 条 履修期間の短縮を希望する者は、修了予定年度の授業開始日までに次の書類を学長に提出し、願い出るものとする。

- (1) 長期履修期間短縮願
- (2) その他本短期大学が必要と認める書類

2 前項の履修期間の短縮は、標準修業年限 2 年への短縮を含む。

(許 可)

第 6 条 長期履修の許可及び履修期間の短縮許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学 費)

第 7 条 長期履修を認められた者の学費等の納入については、学則第 42 条の 2 の定めによる。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、キャリア英語科において定める。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 27 年 2 月 25 日改正)